

重要事項説明書

【2025 年度版】

教育認定（1号認定・新2号認定用）



社会福祉法人 愛光会

認定こども園ハローうさぎ山

卒園まで大切に保管してください

認定こども園 ハローうさぎ山 重要事項説明書 (教育認定)

当こども園が保育を提供するにあたり、次のとおり重要事項を説明させていただきます。

第1条 施設運営主体

経営主体 (法人名)	浜松市中央区下江町 522 番地 社会福祉法人 愛光会 理事長 鈴木 孝
こども園名	幼保連携型認定こども園 ハローうさぎ山
住所	〒438-0037 磐田市東貝塚 205 番地 1
電話番号	(0538) 37-2100
ホームページアドレス	

第2条 施設の概要

- (1) 開園日 令和7年4月1日
(2) 定員 144名

0歳児 3号 9名	3歳児 1号 20名 2号 15名
1歳児 3号 15名	4歳児 1号 20名 2号 15名
2歳児 3号 15名	5歳児 1号 20名 2号 15名

- (3) 対象年齢 0歳児(6ヶ月)から5歳児まで
(4) 保育室 0歳児・1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児・学童 各1クラス
(5) 敷地および建物面積

建物面積	2,054.60 m ²
床面積	1,822.85 m ²
園庭面積	2,328.77 m ²
駐車場	31台

敷地面積 合計 8,197 m²

- (6) 鉄骨造平屋建て・・未満児棟・以上児棟・ランチルーム棟
職員室棟に限り2階建て

第3条 サービスの目的・運営方針

①法人の目的

社会福祉法人 愛光会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、創意工夫されることにより利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営
- (二) 小規模保育事業の経営
- (ホ) 放課後児童健全育成事業

②法人の経営原則

社会福祉法人愛光会は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確立、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

以上(福)愛光会定款より

③運営理念

上記の基本をふまえ、具体的には下記の理念で運営するものとする。

- 1) 児童の健全な発達を保障し、一人ひとりが大切に保育される中で子どもの事を一番に考え、保育の環境を整える。
- 2) 保護者の就労サポートを基本に考え、保護者が安心して子どもを預け、仕事に専念できる園である事。
- 3) 職員にとって働きやすい職場である事。日常の保育で笑顔を絶やさずに生き生きと、子どもたちとかかわれる職場である事。
- 4) 地域子育て支援、世代間交流、地域の小・中学校との交流等で地域とのかかわりを深め、地域と共に児童、生徒、学生の育成に協力出来る園である事。

④保育理念

一人ひとりが「心豊かに、たくましく生きていく」力の基礎を育てます

⑤保育のねらい

0歳児～2歳児（未満児） *参考

こども園での生活、保育教諭に対し安心感を持ち、心身ともに健康で安定した毎日を穏やかに過ごせる環境のもと、子どもの健全な心身の発達や生涯にわたる人格形成の基盤を作る。

3歳児～5歳児（以上児）

こども園での生活を通し、生活習慣、社会性の形成を目指し、子ども一人ひとりが情緒豊かで主体的な行動ができるようになる。

第4条 職員の配置状況

園長	1名	用務員	2名
教頭	1名	栄養士	1名
主幹	2名	調理員	6名（予定）
保育教諭	25名	嘱託医	内科医1名 歯科医1名
看護師	1名	学校薬剤師	1名
事務員	1名		

第5条 職員の用務内容

- 1) 園長は、園の運営及び業務を統括し、会計事務に従事する。
- 2) 事務長は、園の運営及び業務、会計事務について園長を補佐し、安全管理を統括する。
- 3) 教頭は、園長、副園長を補佐し、教育・保育内容について保育教諭を統括する。
- 4) 主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 5) 保育教諭は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 6) 看護師は園児、職員の健康管理及び保健衛生に関する業務に従事する。
- 7) 嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康相談業務を行う。
- 8) 学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則に基づいて、技術及び指導に従事する。
- 9) 事務員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- 10) 栄養士は給食業務の統括を行う。
- 11) 調理員は給食業務に従事する。
- 12) 用務員は、園内諸業務（環境整備等）に従事する。

第6条 開所日・開所時間及び休園日

【教育及び保育時間】

曜日	基本保育時間	あずかり保育	備考
月曜日～金曜日	9:00 ～ 14:00	7:30 ～ 9:00 14:00 ～ 18:00	

【預かり保育利用料】

時間	料金	時間	料金
7:30 ～ 9:00	100円/30分	14:00 ～ 18:00	50円/1時間

*預かり保育利用料は、保護者が就労している場合（新2号認定）、日額450円の公費負担を受けることができます。就労されていない方（1号認定・満3歳1号認定）が預かり保育を利用する場合は公費負担の対象外となります。

【長期休暇利用料】

時 間	料 金	時 間 (日額)	料 金
7:30 ~ 9:00	100 円 / 30 分	9:00 ~ 18:00	500 円 / 日

* 預かり保育利用料は、保護者が就労している場合（新 2 号認定）、日額 450 円の公費負担を受けることができます。就労されていない方（1 号認定・満 3 歳 1 号認定）が預かり保育を利用する場合は公費負担の対象外となります。

* 延長保育料は登降園の打刻時間により計算されます。1 分でも過ぎますと延長保育料が発生しますのでご承知おき下さい。

第 7 条 学年・学級・長期休業期間

(学年)

学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 1 学期 4 月 1 日 ~ 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日 ~ 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日 ~ 3 月 31 日まで

(長期休業期間)

夏 季 (夏休み) 夏季希望保育期間の概ね中心の日から前後約 1 週間。

冬 季 (冬休み) 12 月 26 日 ~ 1 月 3 日まで

学年末 (春休み) 3 月 25 日 ~ 3 月 31 日まで

学年始 (春休み) 4 月 1 日 ~ 保育園部の希望保育期間終了まで

※上記休業期間については休園日を除くものとする

第 8 条 保護者の利用負担金について

1. 保育料

【3~5 歳児】

- ・ 3~5 歳児のお子さんは保育料無償化の対象となります。
- ・ 無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。幼稚園部へ入園・移行の方については、入園できる時期に合わせ満 3 歳から無償化となります。
- ・ 給食費や行事費等はご家庭での負担となります。

2. 給食費

主食代 月額 550 円

副食代・おやつ代 月額 5,100 円 (おやつを食べない場合 月額 4,900 円)

- ・ 欠席の際は 9 時までにアプリへの登録をお願いします。フードロスを抑え、給食費を安定した価格で提供できるよう、ご協力をお願いします。

- ・住民税非課税世帯の副食代は免除となります。(磐田市より通達)
- ・給食代につきましては、欠席等により日割りにはなりません。ただし、帰省や入院等の理由により月の3分の2以上の連続欠席があらかじめ分かっている場合は申請により給食を止め、日割りにて対応させていただきます。
- ・無断欠席の場合は全額給食費をいただきます。
- ・食材等の値上げ、光熱費の上昇により、給食代の変動が生じることがあります。

3. 環境整備費

月額 1,000 円

給食費・延長保育料・環境整備費の納入は指定の口座より引き落としをさせていただきます。
 毎月 20 日 (休日・祝日の場合は翌営業日) のお日にちでの引き落としとなり、手数料はこども園側の負担となります。
 *残高不足により、引き落としができなかった場合は、振り込み手数料をご負担いただく場合がございます。

4. クラスごとに必要な用品

氏名印・自由画帳・お誕生日絵本、卒園アルバム等

5. 園指定の体操服

通園カバン	0 歳児から
体 操 服	3 歳児から
半ズボン	3 歳児から
長ズボン	3 歳児から

6. 教材費

年間 3,000 円

7. おむつ破棄代 (0 歳児～2 歳児)

年額 2,400 円

8. 傷害保険

園では万一の怪我等に備えて保険に加入しています。負担額は年によって変動することがありますので、その場合はお知らせします。

用品代、教材費、おむつ破棄代、保険代は年度初めに現金にて集金いたします。

第9条 給食について

当園の給食は園内に完備された調理室で栄養士が毎月発行する献立に基づき、昼食とおやつを毎日提供します。栄養士が旬の食材で、季節感のある給食提供を行います。

3歳以上児のおやつは15時に提供されます。15時前に降園する場合は、おやつの提供はありません。

アレルギー除去食の対応が必要な方は、医師の診断による生活管理指導票に基づき、ご家庭と連絡を取り、個別に対応します。(国指導)

アレルギー申告がなかったことに起因する事故が発生した場合の責任は負いかねます。

体質に合わない食べ物がありましたらお知らせください。

(牛乳を飲むと下痢をする、パインを食べると口の周りが赤くなる等)

第10条 災害時・けが・病気の際の対応について

この規定は災害時、非常時における園児、保護者、職員の生命の安全を第一に考慮し対応することを原則としています。

1 気象災害

台風等による避難情報発表時の対応

	発令される避難情報	措置
登園前	高齢者等避難（市長が発令）	登園自粛（保護者判断）
	避難指示（市長が発令）	休園
	緊急安全確保（市長が発令）	
在園中	高齢者等避難（市長が発令）	順次引き渡し（早めのお迎えをお願いします）
	避難指示（市長が発令）	安全確認後、園児引き渡し
	緊急安全確保（市長が発令）	引き渡し完了後、休園

*高齢者等避難（警戒レベル3）の場合でも、施設に危険がある場合など、状況に応じて休園とします。

*居住地と園が位置する場所で避難情報が異なる場合があります。園が位置する地域の情報に沿って措置を行います。

2 地象災害

大規模地震

	発生する事象	措置
登園前	地震発生（震度 5 弱）	登園自粛（保護者判断）
	地震発生（震度 5 弱以上）	休園
在園中	地震発生（震度 5 弱）	安全確保後、園児引き渡し 引き渡し完了後、状況に応じて休園（園判断）
	地震発生（震度 5 弱以上）	安全確認後、園児引き渡し 引き渡し完了後、休園

*震度 5 弱の場合でも、施設の被害状況により危険な場合など、状況に応じて休園とします。

*停電が発生し、園において午前 6 時 30 分の時点で電気又は水道が不通の場合は、基本、休園とします。（電気・水道の両方が復旧するまで休園は継続となります）但し、保育を必要とする場合は園にご相談ください。

3 南海トラフ地震に関連する情報について

平成 29 年 11 月より東海地震に関する情報の発表は廃止され、新たに「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されました。

「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大きな地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります）

南海トラフ地震臨時情報が発令された場合のこども園の対応

保育中に発表された場合	保育を中止し避難行動を開始します。一斉メールにて連絡をしますのでお迎えをお願いします。
登園中に発表された場合	速やかに帰宅をし、自宅待機をお願いします。
在宅中に発令された場合	自宅待機をお願いします。

4 火災時の対応

直ちに避難をし、連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。避難が必要な場合は第二避難所（東部小学校）に避難をします。

5 災害時の避難誘導・対応

- ・災害時一次避難所である、こども園駐車場に避難します。災害後、園舎の使用が不可能と判断された場合は二次避難所である東部小学校へ避難をします。また、怪我の手当が必要な場合は、救護場所である神明中学校へ向かいます。
- ・直ちに身の安全を守る行動をとり、気持ちの安定に努め点呼を行います。
- ・災害時のお迎えは安全に努めお越し下さい。
- ・園児の引き渡しは、「園児引き渡し名簿」を基に身分証と照らし合わせ引き渡しをします。記載されている以外の方が来られた場合、保護者との確認ができない限りお引き渡しはできません。

6 弾道ミサイル等発射に係る Jアラートが静岡県内に発令された場合の対応

弾道ミサイル等発射に係る Jアラートが静岡県内に発令



登園前	登降園中	在園中
自宅待機	避難行動	保育活動中止 安全確認ができるまで園内で避難体制を続ける



影響がなかった場合		
登園前	登園・降園中	在園中
同報無線やニュース等で磐田市に影響がないことが確認できた後、登所	同報無線やニュース等で磐田市に影響がないことが確認できた後、登園・降園	通常通り活動

影響があった場合
磐田市からの情報に基づいて対処する。 保護者へはアプリにて連絡をする。身の安全を最優先に行動する。

7 けが・病気の時の対応

けが・事故

緊急を要する怪我の場合	救急車を要請し病院に向かいます。 連絡を取り合い、病院へ向かってください。
受診が必要な場合	受診が必要な場合、こども園で受診する場合があります。その際は園から連絡を入れさせていただきます。
軽い怪我	軽い怪我の場合、傷の保護等の処置を行い、保育を継続します。

病気の場合

保育中での発熱・下痢・流行性の疾患の恐れがある場合は、緊急連絡票に基づきお迎えのお願いをさせていただきます。ただし、急を要する場合は例外とさせていただきますので、ご承知おき下さい。

上記以外で身体に異常がみられる場合は、お迎えをお願いする場合があります。

第 11 条 嘱託医・学校薬剤師

内科医	みかみクリニック	三上 慈郎 先生
歯科医	やまなか歯科医院	山中 浩矢 先生
学校薬剤師	みかみ薬局	山村 行範 様

第 12 条 保険の加入について

万が一園で起きた怪我については、応急手当をしますが、専門医の診察が必要と思われる場合は、保護者に連絡をしますので、受診をお願いします。

園の管理下で発生した怪我については、全国私立保育園連盟保険（全私保連）より給付金が支給されます。

●A 契約保険＝保険料は園側で全額負担します。

1. 下記のような場合に保険金が支払われます。

園内の施設・設備の欠陥や、監督上の過失が原因となった事故。

(例) ★すべり台に釘が出ていたり、雲梯やすべり台から落ちて怪我をしたり、園児に怪我をさせてしまった。

★火災が発生した時、十分な誘導をしなかった為、園児が逃げ遅れて死亡してしまった。

★給食に出した飲食物が原因で、食中毒や伝染病にかかった。

2. ただし、下記のような場合には、A 契約保険の保険金は支払われません。

- ・保険契約者・被保険者の故意による事故
- ・地震・噴火・津波等の自然変象による事故

- ・園側に法律上の賠償責任のない事故
- ・被保険者が故意、又は重過失により法令に違反して製造した飲食物による事故
- ・園の管理下でない事故

3. 保険金支払い限度額

賠償責任	施設賠償	対人 : 1名2億円 / 1事故10億円
		対物 : 1事故200万円
	生産物賠償	対人 : 1名2億円 / 1事故期間中10億円
		対物 : 1事故・期間中200万

以上、保険の範囲は、園側に責任がある場合にのみ支払われる保険です。

園児の場合は園内においても、園側責任範囲外での事故も十分考えられます。

●B 契約保険＝保険料は保護者負担となります。

前頁の「A 契約保険」の他に「B 契約保険」という保険があります。この保険は東京海上日動火災保険の学校契約団体傷害保険より給付金が支給されます。この「B 契約保険」は園管理下における園側責任範囲外においても支払われる保険で、下記のような場合に保険金が支払われます。ただし、「B 契約保険」につきましては、園側責任範囲外でありますので、保険料は保護者負担となります。なお、当園では、園児全員がこの「B 契約保険」に加入となりますのでよろしくお願いいたします。

●B 契約保険＝保険料は保護者負担（年額 420 円）となり、下記のような場合に保険金が支払われます。

①園管理下の一切の傷害保険

- ・施設・遊具に園側の欠陥が無く、怪我をした場合
- ・園外保育等で怪我をした場合
- ・運動場等で転んで、怪我をした場合
- ・その他

②保険料及び保険金額

傷害	死亡・後遺症 : 54万円
	入院 : 日額 750円
	通院 : 日額 500円

解決の記録と報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申し出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告をしませんので、その旨を用紙にご記入下さい。匿名の手紙、電話等による要望等はすべて第三者委員へ報告します。

解決の通知

受け付けた要望等は解決責任者より所定の用紙により、改善されたものの通知書（別紙様式②）調査を実施したことの報告書（別紙様式③）又は調査を行わない旨の通知書（別紙様式④）をもって申出人へ通知します。

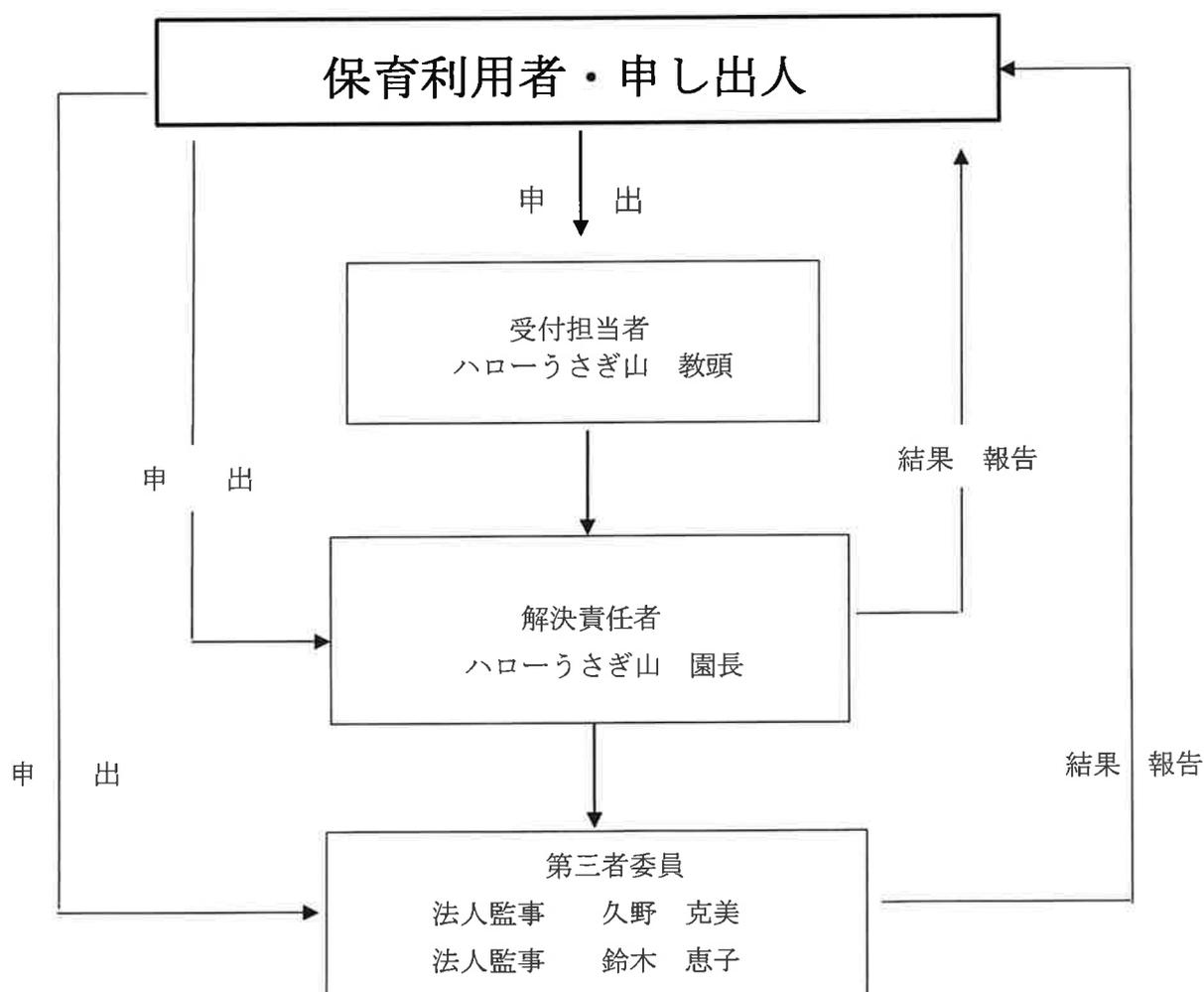
解決の公表

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について毎年度終了後に事業報告やホームページにおいて公表し、園の改善に努めます。

イメージ図

※申出書はこども園情報閲覧コーナーに用意してあります。

※この解決の仕組みは、平成16年11月1日から実施しています



※本事業者で解決できない苦情は、静岡県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

連絡先：〒420-8670 静岡市駿府町 1-70 （県社会福祉会館内）

TEL (054) 653-0840 fax (054) 653-0840

第 14 条 利用の開始・終了について

利用の開始

当園では、磐田市による支給認定（1号認定）を受けた保護者が、当園のこども園部に申し込みをし、保護者が入園承諾通知（内定通知）を受領した後に本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

利用の終了

1. 利用乳幼児が小学校に入学したとき。
2. 児童の保護者が児童福祉法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法に定める支給要件に該当しなくなったとき。（1号認定に該当しなくなった場合）
3. 長期欠席するとき。
4. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
5. 保育料を3カ月以上滞納した場合。
6. 園職員へのハラスメント及び過剰な不当要求がみとめられた場合。

第 15 条 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への不適切な関わり防止のため、以下の措置を講じています。

1. 職員会議・園内研修・園外研修において不適切な関わり防止に関する研修を実施
2. 虐待防止マニュアルの作成、運用、職員への周知
3. 関係機関との連携（磐田市・児童相談所等）

第 16 条 個人情報の保護に関する基本方針

入所児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所・こども園・幼稚園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・本園での教育・保育において園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

第17条 人権尊重・プライバシーの確保

- ・こども園のホームページ、保育中の写真撮影・販売及び制作物の展示、職員研修、公共機関への取材や写真提供（新聞、テレビ、ラジオ等の取材等）等は保護者様の同意の元撮影、使用をしていきます。
- ・保育活動中を撮影しましたお子様の写真や動画は、SNS等に掲載しないようお願いします。
- ・こども園や職員に対しまして、要求が妥当性に欠け、身体的・精神的攻撃等の手段がなされた場合やSNS上に批判的な内容や個人情報等の掲載が確認されましたら、顧問弁護士と連携の上、法的措置をとらせていただく場合もあります。

カスタマーハラスメントに対するハローうさぎ山の方針

策定背景

ハローうさぎ山では、保護者の皆様、地域の皆様と共に子どもたちの成長を支えるという想いの中、日々子どもたちに向き合っています。様々な支援を受けている中で、稀に保護者様からの不適切な行為が見受けられることがあります。私たちはそうした状況が職員の心身に及ぼす影響を深刻に受け止め、カスタマーハラスメントについての明確な方針を設け、共有する必要があると考えました。

目指す方向性

私たちが望むのは、全ての関係者が信頼し合い、質の高い保育・教育が行える環境です。この方針によって職員が不当な扱いに悩まされることなく、子どもたち一人ひとりに集中できるような職場環境を整備することが目標です。

ハローうさぎ山におけるカスタマーハラスメントの定義

2019年6月5日交付、2020年6月1日に社会法上の大企業に対して施行となった改正労働施設策総合推進法（通称：パワハラ防止法）のハラスメントの定義を参考に、以下のような内容を想定しています。

身体的な攻撃

- ・職員に対し物を投げたり、突き飛ばしたりする

精神的な攻撃

- ・人格を否定するような言動
- ・侮辱的な言動
- ・土下座の強要をする
- ・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で叱責する
- ・他者の目の前で大きな声で威圧的な叱責を繰り返す
- ・事実ではない事柄や、事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散する

過大な要求

- ・当法人が提供できない保育、教育の提供を強いる

個の侵害

- ・保育・教育に関係のない職員のプライベートな情報を聞き出そうとする
(住所・学歴・携帯番号・SNSで繋がるなど)

上記はあくまで一例ですが、このような事象が見られた場合、当法人として十分な保育、教育提供が困難となり、場合によっては退園をお願いする場合があります。

カスタマーハラスメント発生時の対応

ハラスメントとみられる事象が生じた際は、その事象がハラスメントにあたるかどうかを判断する窓口を設置し、ハラスメントに適正かつ迅速に対応するため、外部機関（顧問弁護士・警察等）との連携を強めています。

お願い

子どもたちの健やかな成長には、保護者の皆様の温かな支援と理解・協力が欠かせません。保護者様同士の良好な関係も、子どもたちが安心して過ごせる環境を整える上で重要です。ハローうさぎ山では子どもたちが毎日楽しく過ごせるよう、保護者の皆様と協力していくことを願っています。

第 18 条 新型ウイルス等による臨時休園について

- ・新型コロナウイルスを始め、各種新型ウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が発生した場合、保健所及び所轄庁の指導のもと、生命を守ることを最優先に臨時休園又は登園の自粛を要請する場合があります。
- ・臨時休園及び登園自粛の期間は保育所及び所轄庁の指導のもと決定する。
- ・臨時休園中、登園自粛期間中の保育料等の算定については国の通知に則り算定するものとする。
- ・感染者、濃厚接触者の個人情報については、人権保護のため、安易に SNS 等で発信してはならず、誹謗中傷、差別等の人権侵害を行ってはならない。